

1. はじめに

補助金等は、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められているように、公益目的を達成する事業に対しての支援制度である。公的団体への支援や市民活動の活性化などを通し、行政目的を効果的に達成するため重要な役割を果たしている。

しかし、補助金等の交付が長期化・固定化することで既得権化し、自主運営の意欲が薄れ、公平性が失われてしまう懸念がある。限られた財源を有効に活用し、必要性の高い新たな事業を隨時取り組みながら時代の変化に即応した施策を進めるためには、既存の補助金等の不断の見直しが必要である。

本委員会は、こうした理念のもと、補助金等の透明性及び公平性を確保し、更なる適正化を図るため、補助金等の目的や意義、費用対効果、経費負担のあり方などについて検証を行った。

2. 審査対象

補助金等交付基準において補助金等の交付期間を3年と定めていることから、本年度に前回審査から3年を経過したもの及び新たに設置・交付から3年目を迎える補助金等のうち、平成26年度以降も予算計上を希望している135件の補助金等を審査対象とした。

3. 審査方法

審査は、補助金等の概要を把握するため所管課から提出された補助金等の概要調書、補助団体の収支決算書、交付要綱等による内容の確認と、審査対象補助金等を所管する担当職員に対して質疑応答を行い、審査表による評価点数を参考として、総合的に審査決定した。

審査表による評価は、①効果性、②適時性、③公益性、④公平性、⑤必要性、⑥適格性の6項目について審査委員会委員が個別に5点満点の評価を行い、個人評価では30点満点、委員5名の合計評価では150点満点となり、合計評価点74点以下を廃止、75～104点を見直し、105点以上を継続とする判定を審査上の目安とした。

4. 審査結果

今回の見直し31件については、所管課が積極的に適切な指導を行なうべきであり、継続104件については、事業としては継続であるが、補助率や補助効果については引き続き検証が必要と理解されたい。

補助団体は、事業の目標や終期の設定を行い、事業内容について詳細に所管課へ報告されたい。

所管課は、成果重視の視点に立って強いリーダーシップを發揮されたい。なお、審査結果にとらわれることなく、補助金等の効果が薄いと考えるものについては自発的、積極的に見直しをされたい。

個別の補助金については、平成25年度補助金等審査結果一覧を参照されたい。

(1) 廃止すべきであると考えるもの（0件）

過去に行った補助金等の全件審査（平成19、22年度実施）における報告書に基づき、補助金等についての見直しがなされ、一定の効果があったと認められることから、今回廃止の判定となった補助金等はなかったものであるが、今後も補助金等の更なる適正化を図るため、引き続き自発的な見直しに取り組まれたい。

(2) 見直しが必要であると考えるもの（31件）

- ・PR活動を行い、広く周知すべきもの。
- ・事業手法、事業内容を見直すべきもの。
- ・自主財源を確保し、自立した運営を促す必要があるもの。
- ・繰越金とのバランスから減額すべきもの。
- ・適切な補助金額に見直すべきもの。
- ・補助率を見直すべきもの。
- ・補助効果の検証が必要なもの。
- ・地域との連携を強化すべきもの。
- ・社会情勢の変化等により、当初目的にそぐわないもの。など

(3) 繙続を可とするもの（104件）

5. 意見

前項の審査結果を提起する過程において検討した課題・問題点を踏まえ、本委員会では以下の意見を提起する。市は今後の補助金等の交付及び補助団体の指導に当たり十分に考慮されたい。

(1) 運営補助

自主財源の確保を行っても不足する部分を必要最低限の範囲で補助すべきことから、所管課は団体に自主財源の確保を促し、適切な指導を行うべきである。また、人件費や管理費に対する補助は、将来の安定的な組織運営のための計画的な組織体制の構築を念頭に置き、補助の長期化、補助金額等の増加を招くことにならないよう、更なる縮減に努めること。

また、「公益上必要な団体への補助」という考え方から、「団体の行う活動が公益上必要か」をより厳しく審査したうえで運営補助を行なうべきである。

(2) 事業補助

事業内容が固定化されているものが多く見受けられた。今後は、社会情勢の変化や市民ニーズ等を考慮し、補助効果・必要性の検証を隨時行い、事業の実施方法を見直すべきである。

検証方法についても、具体的な効果を、数値で表せるものは数値で、数値で表せないものは記述で、より具体的に説明できるよう努めるべきである。

(3) 繰越金

繰越金が多い団体があり、経常的に繰越金が発生する場合は、団体の自主運営の可能性について検討し、削減や廃止などの見直しが必要である。また、繰越金が過大な状況であれば、事業の実施状況等も考慮し、繰越金を充当し差額内で補助金を支出することも検討すべきである。

(4) 事業内容・財務内容

事業内容について必要性、補助目的、補助効果の検証が不十分なものが多く見受けられた。収支決算書の内容についても財政的支援の必要性、運営の効率性について財務状況分析の充実を図り、補助団体に対する市の厳格なチェックと指導監督が急務である。

6. おわりに

本委員会は第三者機関として「市民の視点・市民の感覚」に立ち、市の補助金等を審査し、その結果をこの報告書にまとめた。審査は、公益性・透明性・適正性を念頭に行った。

「市民と協働のまちづくり」を具現化し、行政目的を効率的に達成するために補助金等の制度を有効に活用することが必要である一方、厳しい財政事情に見合った身の丈にあった補助金等の制度であることが求められる。

補助金等については今後も一定の周期で検討し、社会情勢の変化や市民のニーズに沿った形での審査が必要である。

市は、継続と判定された事業も含め、事業内容の検証を隨時行ない、より効果的な事業内容への見直しが図られるよう補助団体に対して指導を徹底されたい。